

条例点検票

| | | | | |
|--------------------------------|--|---------|----------------|----------|
| | | | 作成年月日 | 令和3年8月1日 |
| 条例番号 | 平成21年静岡市条例 第51号 | 条例名 | 静岡市地域まちづくり推進条例 | |
| 制定年月日 | 平成21年7月16日 | 最終改正年月日 | 平成21年7月16日 | |
| 所管課名 | 都市計画課 | | | |
| 条例の概要 | 地域住民が主体となった地域まちづくりを推進するため、地域住民等による地域まちづくりに係る検討組織の設立、地域の土地利用に関する計画の作成及び当該計画の推進並びにこれらの活動に対する市の支援について必要な事項を定めている。 | | | |
| 評価 | | | | |
| 基準 | 評価結果 | 対応 | 備考 | |
| ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。 | <p>本条例は、まちづくりの主役は地域住民等であるという考えのもと、既成市街地におけるマンション問題を始めとした市民のまちづくりへの意識の高まり等の状況を鑑み、地域住民等が主体となった地域まちづくりを推進する仕組みを構築するため、市及び地域住民等の責務を定めるとともに、地域まちづくりを検討する組織の設立、当該組織による土地利用に係る計画の作成及びこれらの活動に対する市の支援等について必要な事項を定めている。</p> <p>平成28年4月改定の静岡市都市計画マスタープランでは、まちづくりの推進方策において「協働のまちづくりの推進」を掲げており、これに向けた具体的に実現する施策が必要である。</p> <p>また、中山間地域でより顕著となっている人口減少対策や、中部横断自動車道における新スマートインターチェンジの整備に伴う乱開発の防止など、都市計画区域外においても土地利用ルールの重要性が増している。</p> <p>以上から、本条例は、現時点においても必要である。</p> | 現行どおり | | |
| イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。 | <p>条例制定以降、地域住民が主体となり実際に地区計画の決定に至った事例が複数あるため、本条例に基づく手続きや市の技術的支援は有効に機能している。(H22 西千代田町、H26 羽鳥大門町、H26 大岩一丁目変更、R1 城東町)</p> | 現行どおり | | |
| ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。 | <p>地域のまちづくりに関するルールを決定するにあたっては、良好な環境が維持される一方で、対象地区内の住民の権利を制限することにもなるため、本条例では地区内住民の意見等を十分に検討するために必要な手続き等を定めている。また、市の技術的支援については、地域住民等による専門家への依頼等に係る負担を低減するための制度であり、全体として現行規定に無駄はない。</p> | 現行どおり | | |
| エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。 | <p>本条例と同様の他都市条例について判例で適法性を否定されたことはない。</p> <p>また、行政処分及び行政指導に関する判例を用いて本条例第14条による指導及び助言等について法的リスクの検討を行い、運用に係る留意点について確認した。</p> <p>(判例点検票(様式2)参照)</p> | 現行どおり | | |

様式 1

| | | | |
|---|---|--------------|---|
| <p>オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。</p> | <p>本条例では、第4条に地域住民等の責務、第5条に市の責務を規定しており、第3条第2項に掲げる基本理念において、「地域まちづくりは、市と地域住民等及び地域住民等相互の信頼、理解及び協力に基づき推進されるべきものとする。」とされている。</p> | <p>現行どおり</p> | |
| <p>カ 他都市 他都市の条例はどうか。</p> | <p>本市条例における協議会の認定、地区土地利用実施計画の認定及び市の技術的な支援といった基本的な方針は、他都市の条例と比較して大きく異なる点はなかった。ただし、協議会への経費の一部助成や、第三者による委員会設置、まちづくり支援団体の認定制度など、実施方法等においては本市条例と異なる点を確認された。</p> <p>(他都市条例比較点検票(様式3)参照)</p> | <p>現行どおり</p> | <p>・横浜市地域まちづくり推進条例(平成17年2月25日条例第4号) ・神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例(昭和56年12月23日条例第35号)</p> |
| <p>キ その他</p> | <p>特になし</p> | <p>現行どおり</p> | |
| 見直し結果 | | | |
| <p>改廃等の必要</p> | <p>理由</p> | <p>特記事項</p> | |
| | | | |

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で2ページ(両面1枚)以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。

条例点検票

| | | | | |
|--------------------------------|---|---------|----------------|----------|
| | | | 作成年月日 | 令和3年8月4日 |
| 条例番号 | 平成23年静岡市条例 第24号 | 条例名 | 静岡市ものづくり産業振興条例 | |
| 制定年月日 | 平成23年3月22日 | 最終改正年月日 | — | |
| 所管課名 | 産業振興課 | | | |
| 条例の概要 | 静岡市のものづくり産業の振興について、基本理念を定め、ものづくり事業者、産業関係団体、市民及び市の役割を明らかにするとともに、市の施策を推進するための基本となる事項を定めることにより、ものづくり産業の振興を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全かつ持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。 | | | |
| 評価 | | | | |
| 基準 | 評価結果 | 対応 | 備考 | |
| ア 必要性 条例で解決したい課題は何か。条例は必要か。 | <p>本条例は、静岡市のものづくり産業の振興について、基本理念を定め、ものづくり事業者、産業関係団体、市民及び市の役割を明らかにするとともに、市の施策を推進するための基本となる事項を定めることにより、ものづくり産業の振興を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全かつ持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的としている。</p> <p>本市の産業構造では、製造業の割合が最も大きく、製造品出荷額等においては県内1位を誇っているが、今後はコロナ禍の影響が出てくることが考えられる。また、伝統的地場産業においては、本市に多数存在しているにも関わらず、生産規模の縮小や後継者不足といった課題を抱えている。これら課題解決のためにも、事業者、支援団体、市などが連携し、それぞれの役割を明確し、総合的かつ計画的にものづくり産業の振興を図る必要がある。</p> | 現行どおり | | |
| イ 有効性 課題に対し有効に機能しているか。 | <p>静岡市のものづくり産業の振興を総合的かつ計画的に推進するため、産業関係団体、市民、市の役割を規定しており、条例で定める基本計画に沿って実施している。</p> <p>本計画は、6つの基本的な方針と21の事業で構成されており、全体的に十分に進捗が図られていることから、有効に機能している。また、今後も基本計画に沿って、ものづくり産業の振興を図るとともに、基本計画の見直しを定期的に行うことにより、社会情勢の変化に応じた支援を実施していく。</p> <p>第9条に規定する個別計画については、これまでに策定した実績はないが、今後は事業者からの提案を促進させるための周知等の取組を検討していく必要がある。</p> <p>また、平成28度から実施している静岡市中小企業技術表彰においては、第18条に規定する審議会の意見を踏まえ、スタートした表彰制度であり、新しい技術や独創的な技術を持ち活躍する中小製造事業者を表彰するものであり、本市産業の振興及</p> | 現行どおり | | |

様式 1

| | | | |
|---------------------------------|--|-------|--|
| | び経済の活性化に寄与しており、今後も継続した実施を予定している。 | | |
| ウ 効率性 効率的か。無駄はないか。 | 産業関係団体や市民の役割は努力義務であり、第 18 条に規定するものづくり産業振興審議会については、年 2 回程度の開催頻度であることから、過大な負担にはなっていない。 また、行政の事務においても煩雑なものではない。 | 現行どおり | |
| エ 適法性 判例で適法性を否定されたことはないか。 | なし | 現行どおり | |
| オ 協働性 協働は果たされているか。協働の余地はないか。 | 条例第 5 条、6 条、7 条に産業関係団体、市民、市の役割が規定されている。 条例第 18 条では、ものづくり産業振興審議会について規定し、ものづくり事業者、産業関係団体、教育機関、市民等が委員として構成されている。同審議会は、ものづくり産業振興基本計画の策定、変更等に関する審議を実施しており、その審議結果を、基本計画に反映させていることから、協働が図られている。 | 現行どおり | |
| カ 他都市 他都市の条例はどうか。 | 金沢市のものづくり基本条例では、ものづくりに関する基本的な施策を条例で規定している。一方、本市では、ものづくり産業の振興に関する施策は、基本計画にて策定することとしており、同計画の策定又は変更する時は、静岡市ものづくり産業振興審議会に諮問しなければならないため、その施策の妥当性を図ることができる。 また、金沢市ものづくり基本条例では、市がものづくりを推進するため、事業者、産業関係団体、高等教育機関、市民等の有機的な連携体制の構築を促進するために必要な措置を講ずるものとする規定されているが、本市においては、これに相当するネットワークとして、条例で静岡市ものづくり産業振興審議会を設置し、学識者、ものづくり事業者、産業団体、教育機関、市民が委員として構成されている。 (他都市条例比較点検票(様式 3) 参照) | 現行どおり | |
| キ その他 | なし | | |
| 見直し結果 | | | |
| 改廃等の必要 | 理由 | 特記事項 | |
| 現行どおり | | | |

(注)

- 1 行は必要に応じて適宜調整すること。ただし、最大で 2 ページ(両面 1 枚)以内にする。
- 2 条例の概要が分かる資料(条例概要書、パンフレット等)を添付すること。
- 3 条例に基づく事務事業について行政評価(事務事業評価又は施策評価)をしている場合は、直近の評価結果を添付し、内容の整合を図ること。